

報告第5号

専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年8月29日提出

我孫子市長 星 野 順一郎

報告理由

損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するものです。

損害賠償の額の決定について

番号	賠償金額	賠償の理由	専決処分日
			過失割合
1	56,639 円	令和4年6月9日午前11時3分に職員が我孫子市湖北台3丁目2番23号地先道路において、我孫子市湖北台保育園の駐車場に進入しようとして公用車を一時停止したところ、当該駐車場が満車であったことから、当該道路の対向車線側の駐車場に進入するため、右手後方の当該駐車場の入口の位置まで下がろうと、一時停止中の公用車を後進させたところ、後方に一時停止中であった賠償相手方の乗用車に接触し、当該乗用車のフロントバンパー、プレート等を損傷させた。	令和4年7月5日
			市 100% 相手方 0%
2	256,000 円	令和4年6月20日午後2時8分に我孫子市緑2丁目4番19号地先の丁字路において、訓練中の消防職員が消防自動車（救助工作車）を左折させたところ、当該消防自動車のリアバンパー右側面が賠償相手方宅の外壁と接触し、当該外壁を損傷させた。	令和4年7月29日
			市 100% 相手方 0%